

# 第22期第12回 松浦海区漁業調整委員会

日時 令和4年4月19日（火）15時～  
場所 唐津市水産会館 多目的ホール  
（唐津市海岸通り7182番地217）

## 次 第

1 開 会

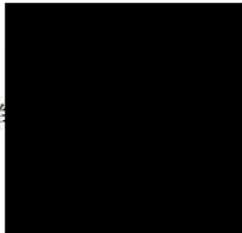
2 議 題

- |                                    |               |
|------------------------------------|---------------|
| (1) きす一重流し刺網漁業に係る特認許可方針（案）について（諮問） | P 2 ～ P 9     |
| (2) 改良しき網漁業許可について（協議）              | P 1 0 ～ P 1 6 |
| (3) 水産流通適正化法について（報告）               | P 1 7 ～ P 2 8 |
| (4) その他                            |               |

水産第268号  
令和4年(2022年)4月12日

松浦海区漁業調整委員会  
会長 川崎 和正 様

佐賀県知事 山口 祥



令和4年度さす一重流し刺網漁業特認許可方針について(諮問)

このことについて、別添のとおり許可方針を定めることについて、佐賀県漁業調整規則第11条第3項及び第15条第2項の規定により、貴委員会の意見を求めます。

(担当:水産課漁業調整担当 川崎)

令和3年許可方針	令和4年許可方針 (案)
<p style="text-align: center;"><b>きす一重流し刺網漁業特認許可方針</b></p> <p>第1 制限措置</p> <p>(1) 漁業種類 きす一重流し刺網漁業 (特認)</p> <p>(2) 許可又は起業の認可をすべき船舶の数 20隻以内</p> <p>(3) 船舶の総トン数 制限措置なし</p> <p>(4) 推進機関の馬力数 制限措置なし</p> <p>(5) 操業区域 佐賀県玄海海域</p> <p>(6) 漁業時期 6月1日から12月31日まで</p> <p>(7) 漁業を営む者の資格</p> <p>① 唐津市の湊浜及び神集島のいずれかの地区において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者。ただし、上記地区以外において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者については、松浦海区漁業調整委員会に諮り、漁業調整上支障がないと認められる場合に限り、同委員会が指定する区域での操業を認めることとする</p> <p>② 佐賀県の漁船原簿に登録されている船舶を使用する権利を有する者</p> <p>③ 佐賀県漁業調整規則 (令和2年佐賀県規則第63号) 第10条第1項 各号のいずれにも該当しない者</p> <p>④ 適切な資源管理を実践できる者</p> <p>⑤ 漁業の生産力の向上に努めようとする者</p> <p>第2 許可の有効期間 許可をした日から <b>令和3年</b> 12月31日まで</p> <p>第3 申請すべき期間 公示した日から <b>令和3年</b> 5月17日</p> <p>第4 許可の基準</p> <p>第1 (7) に定める資格を有し、第1 (1) に定める漁業を営もうとする者。ただし、第1 (2) に定める隻数を超える場合は、次に掲げる優先順位により、許可又は起業の認可をする者を定める。ただし、同順位である者相互間の優先順位は抽選による。なお、規則第9条第1項第2号に該当する場合は、この限りでない。</p> <p>(1) <u>前回の許可最終日の12月31日現在で、きす一重流し刺網漁業 (特認) の許可を有する者</u></p> <p>(2) <u>許可を受けた者から、許可を受けた船舶を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他相続又は法人の合併若しくは分割以外の事由により当該船舶を使用する権利を取得して当該知事許可漁業を営もうとする者</u></p>	<p style="text-align: center;"><b>きす一重流し刺網漁業特認許可方針</b></p> <p>第1 制限措置</p> <p>(1) 漁業種類 きす一重流し刺網漁業 (特認)</p> <p>(2) 許可又は起業の認可をすべき船舶の数 20隻以内</p> <p>(3) 船舶の総トン数 制限措置なし</p> <p>(4) 推進機関の馬力数 制限措置なし</p> <p>(5) 操業区域 佐賀県玄海海域</p> <p>(6) 漁業時期 6月1日から12月31日まで</p> <p>(7) 漁業を営む者の資格</p> <p>① 唐津市の湊浜及び神集島のいずれかの地区において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者。ただし、上記地区以外において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者については、松浦海区漁業調整委員会に諮り、漁業調整上支障がないと認められる場合に限り、同委員会が指定する区域での操業を認めることとする</p> <p>② 佐賀県の漁船原簿に登録されている船舶を使用する権利を有する者</p> <p>③ 佐賀県漁業調整規則 (令和2年佐賀県規則第63号) 第10条第1項 各号のいずれにも該当しない者</p> <p>④ 適切な資源管理を実践できる者</p> <p>⑤ 漁業の生産力の向上に努めようとする者</p> <p>第2 許可の有効期間 許可をした日から <b>令和4年</b> 12月31日まで</p> <p>第3 申請すべき期間 公示した日から <b>令和4年</b> 5月17日</p> <p>第4 許可の基準</p> <p>第1 (7) に定める資格を有し、第1 (1) に定める漁業を営もうとする者。ただし、第1 (2) に定める隻数を超える場合は、次に掲げる優先順位により、許可又は起業の認可をする者を定める。ただし、同順位である者相互間の優先順位は抽選による。なお、規則第9条第1項第2号に該当する場合は、この限りでない。</p> <p>(1) <u>前回の許可最終日の12月31日現在で、当該許可を有していた者</u></p> <p>(2) <u>当該漁業許可を有する者から許可を承継し、許可を有していた船舶と同じ船舶にて当該漁業を営もうとする者。(従前の当該漁業の許可を有していた者が、この許可方針に基づく更新申請を行わないことに伴い許可を承継する場合を含む。)</u>ただし、当該順位</p>

(3) 当該知事許可漁業以外の知事許可漁業の許可を現に有している者

(4) 上記(1)～(3)に該当しない者

#### 第5 条件

(1) 唐津市土器崎から正北に引いた直線、唐津市相賀と同市湊町の境界に設置した漁場標識と唐津市神集島南端を結んだ直線、唐津市神集島南端と福岡県糸島市志摩野辺崎を結んだ直線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた海域外で操業してはならない。

(2) 7月16日から7月31日までは操業してはならない。

(3) 唐津市唐津城と唐津市神集島東端を結んだ直線の延長線、唐津市神集島南端と福岡県糸島市志摩野辺崎を結んだ直線及び唐津市呼子町小川島北端と福岡県糸島市志摩姫島北端を結んだ直線によって囲まれた佐賀県海域では、6月1日から7月31日までの間は操業してはならない。

(4) 共同漁業権漁場内で操業してはならない。ただし、事前に漁業権者と協議し、同意が得られた場合はこの限りでなく、その際は同意書の写しを操業時に携帯しなければならない。

(5) 定置網漁業の保護区域内で操業してはならない。

(6) 漁具、漁法の制限

① 使用する漁具は浮子方の長さ 500メートル以内のもの1統とする。(替網を船内に搭載してはならない。)

② 夜間(日没から日の出まで)操業をしてはならない。

③ 操業の際は、県が交付する標旗を掲げなければならない。

④ 佐賀県漁業調整規則第55条に規定された漁具の標識に許可番号を記載しなければならない。

⑤ 操業中は、使用船舶を漁具の周囲50メートルの範囲内に留めておかなければならない。

⑥ 使用船舶の機関室の両側の舷しょう板(通称カインシング)に、だいだい色又は緑色の船体表示(幅20センチメートル、長さ160センチメートル)をしなければならない。

(注) だいだい色：湊 浜  
緑 色：神集島

(標 旗) 地色：黄 色  
字色：白 色

の適用は、許可を承継する者と2親等以内の親族に限る。

(3) 当該知事許可漁業以外の知事許可漁業の許可を現に有している者

(4) 上記(1)～(3)に該当しない者

#### 第5 条件

(1) 唐津市土器崎から正北に引いた直線、唐津市相賀と同市湊町の境界に設置した漁場標識と唐津市神集島南端を結んだ直線、唐津市神集島南端と福岡県糸島市志摩野辺崎を結んだ直線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた海域外で操業してはならない。

(2) 7月16日から7月31日までは操業してはならない。

(3) 唐津市唐津城と唐津市神集島東端を結んだ直線の延長線、唐津市神集島南端と福岡県糸島市志摩野辺崎を結んだ直線及び唐津市呼子町小川島北端と福岡県糸島市志摩姫島北端を結んだ直線によって囲まれた佐賀県海域では、6月1日から7月31日までの間は操業してはならない。

(4) 共同漁業権漁場内で操業してはならない。ただし、事前に漁業権者と協議し、同意が得られた場合はこの限りでなく、その際は同意書の写しを操業時に携帯しなければならない。

(5) 定置網漁業の保護区域内で操業してはならない。

(6) 漁具、漁法の制限

① 使用する漁具は浮子方の長さ 500メートル以内のもの1統とする。(替網を船内に搭載してはならない。)

② 夜間(日没から日の出まで)操業をしてはならない。

③ 操業の際は、県が交付する標旗を掲げなければならない。

④ 佐賀県漁業調整規則第55条に規定された漁具の標識に許可番号を記載しなければならない。

⑤ 操業中は、使用船舶を漁具の周囲50メートルの範囲内に留めておかなければならない。

⑥ 使用船舶の機関室の両側の舷しょう板(通称カインシング)に、だいだい色又は緑色の船体表示(幅20センチメートル、長さ160センチメートル)をしなければならない。

(注) だいだい色：湊 浜  
緑 色：神集島

(標 旗) 地色：赤 色  
字色：白 色

<p><u>3年</u> (番号)</p> <p>き す</p> <p>佐賀県</p>	<p><u>4年(2022年)許可</u> <u>号</u></p> <p>き す</p> <p>佐賀県</p>
---	--

# きす一重流し刺網漁業特認許可方針（案）

## 第1 制限措置

### （1）漁業種類

きす一重流し刺網漁業（特認）

### （2）許可又は起業の認可をすべき船舶の数

20隻以内

### （3）船舶の総トン数

制限措置なし

### （4）推進機関の馬力数

制限措置なし

### （5）操業区域

佐賀県玄海海域

### （6）漁業時期

6月1日から12月31日まで

### （7）漁業を営む者の資格

- ① 唐津市の湊浜及び神集島のいずれかの地区において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者。ただし、上記地区以外において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者については、松浦海区漁業調整委員会に諮り、漁業調整上支障がないと認められる場合に限り、同委員会が指定する区域での操業を認めることとする
- ② 佐賀県の漁船原簿に登録されている船舶を使用する権利を有する者
- ③ 佐賀県漁業調整規則（令和2年佐賀県規則第63号）第10条第1項各号のいずれにも該当しない者
- ④ 適切な資源管理を実践できる者
- ⑤ 漁業の生産力の向上に努めようとする者

## 第2 許可の有効期間

許可をした日から令和4年12月31日まで

## 第3 申請すべき期間

公示した日から令和4年5月17日

## 第4 許可の基準

第1（7）に定める資格を有し、第1（1）に定める漁業を営もうとする者。ただし、第1（2）に定める隻数を超える場合は、次に掲げる優先順位に

より、許可又は起業の認可をする者を定める。ただし、同順位である者相互間の優先順位は抽選による。なお、規則第9条第1項第2号に該当する場合は、この限りでない。

- (1) 前回の許可最終日の12月31日現在で、当該許可を有していた者
- (2) 当該漁業許可を有する者から許可を承継し、許可を有していた船舶と同じ船舶にて当該漁業を営もうとする者。(従前の当該漁業の許可を有していた者が、この許可方針に基づく更新申請を行わないことに伴い許可を承継する場合を含む。) ただし、当該順位の適用は、許可を承継する者と2親等以内の親族に限る。
- (3) 当該知事許可漁業以外の知事許可漁業の許可を現に有している者
- (4) 上記(1)～(3)に該当しない者

## 第5 条件

- (1) 唐津市土器崎から正北に引いた直線、唐津市相賀と同市湊町の境界に設置した漁場標識と唐津市神集島南端を結んだ直線、唐津市神集島南端と福岡県糸島市志摩野辺崎を結んだ直線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた海域外で操業してはならない。
- (2) 7月16日から7月31日までは操業してはならない。
- (3) 唐津市唐津城と唐津市神集島東端を結んだ直線の延長線、唐津市神集島南端と福岡県糸島市志摩野辺崎を結んだ直線及び唐津市呼子町小川島北端と福岡県糸島市志摩姫島北端を結んだ直線によって囲まれた佐賀県海域では、6月1日から7月31日までの間は操業してはならない。
- (4) 共同漁業権漁場内で操業してはならない。ただし、事前に漁業権者と協議し、同意が得られた場合はこの限りでなく、その際は同意書の写しを操業時に携帯しなければならない。
- (5) 定置網漁業の保護区域内で操業してはならない。
- (6) 漁具、漁法の制限
  - ① 使用する漁具は浮子方の長さ 500メートル以内のもの1統とする。  
(替網を船内に搭載してはならない。)
  - ② 夜間(日没から日の出まで)操業をしてはならない。
  - ③ 操業の際は、県が交付する標旗を掲げなければならない。
  - ④ 佐賀県漁業調整規則第55条に規定された漁具の標識に許可番号を記載しなければならない。

⑤ 操業中は、使用船舶を漁具の周囲50メートルの範囲内に留めておかなければならない。

⑥ 使用船舶の機関室の両側の舷しょう板（通称カイシング）に、だいだい色又は緑色の船体表示（幅20センチメートル、長さ 160センチメートル）をしなければならない。

（注） だいだい色：湊 浜

緑 色：神集島

（標 旗） 地色：赤 色

字色：白 色

4 年（2022年）許可 号）	
き	す
佐賀県	

## (案)

松 漁 調 委 第 号  
令和4年(2022年)4月 日

佐賀玄海漁業協同組合  
代表理事組合長 川 寄 和 正 様

松浦海区漁業調整委員会  
会 長 川 寄 和 正

### 改良しき網漁業の承認について(通知)

令和4年3月31日付けで申請のあったこのことについては、現在許可されている、しき網漁業の制限又は条件に加え、下記条件を付して承認します。

については、違反操業のないよう指導のうえ、下記条件を付して承認された旨申請者に通知してください。

なお、承認期間終了後引き続き操業を希望される場合は、改めて当委員会で検討することになりますので、期間満了の1ヶ月前までに申請してください。

#### 記

- 1 承認期間 令和4年(2022年)4月 日から  
令和9年(2027年)3月31日まで
- 2 光力規制 集魚灯に使用する電球は、10キロワット以内とする。  
ただし、各共同漁業権の外郭線から沖出し1,000メートルの線によって囲まれた区域においては、3キロワット以内とする。
- 3 共同漁業権漁場内での操業  
共同漁業権漁場内では操業しないこと。  
ただし、所属する漁業協同組合が保有する共同漁業権漁場内での操業については、事前に漁業権者と協議し、同意が得られた場合はこの限りではない。(なお、共同漁業権漁場内で操業する場合、2の光力規制については、1キロワット以内とする。  
ただし、漁業権者が承認した場合に限り3キロワット以内とする。)
- 4 その他 関係諸規定等を遵守し、適正操業を行うこと。

令和4年3月31日

松浦海区漁業調整委員会  
会長 川寄 和正 様

佐賀県唐津市海岸通7182番地233  
佐賀玄海漁業協同組合  
代表理事組合長 川寄 和正

改良しき網漁業承認申請について

当組合員 XXXXXXXXXX の改良しき網の承認申請をいたしますので  
よろしくお願い致します。

記

1. 承認申請書
2. 組合長の意見書

改良しき網漁業承認申請書

令和4年3月31日

松浦海区漁業調整委員会  
会長 川寄 和正 様



これまで操業を行って来ましたがトラブルもなく、適正な操業をしてきました。

今後共、適正な操業をしていきますので、継続して操業できますようよろしくお願い致します。

尚、共同漁業権漁場（松共23号）内での操業につきましてもしき網漁業の許可どおり操業できますようお願い致します。

組合長の意見書

令和4年3月31日

松浦海区漁業調整委員会  
会長 川寄 和正 様

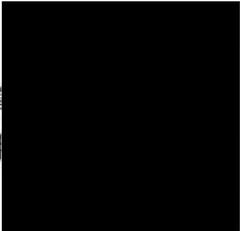
佐賀県唐津市海岸通7182番地233  
佐賀玄海漁業協同組合  
代表理事組合長 川寄 和正

令和4年3月14日付で申請しました当組合員 XXXXXXXXXX は、  
いわししき網漁業には多年の経験を有し漁協運営の為に尽力されて  
いますので、何卒ご許可下さいますようお願い申し上げます。

下地区会第2110号  
令和4年3月30日

佐賀玄海漁業協同組合 波多津支所  
運営委員長 久保 茂孝 様

下地区組合長会  
会長 佐賀玄海漁業協同組合 高  
運営委員長 川口 半



改良しき網漁業の承認に係る条件について（回答）

このことについて、令和4年3月29日開催の下地区組合長会の協議結果として下記について同意します。

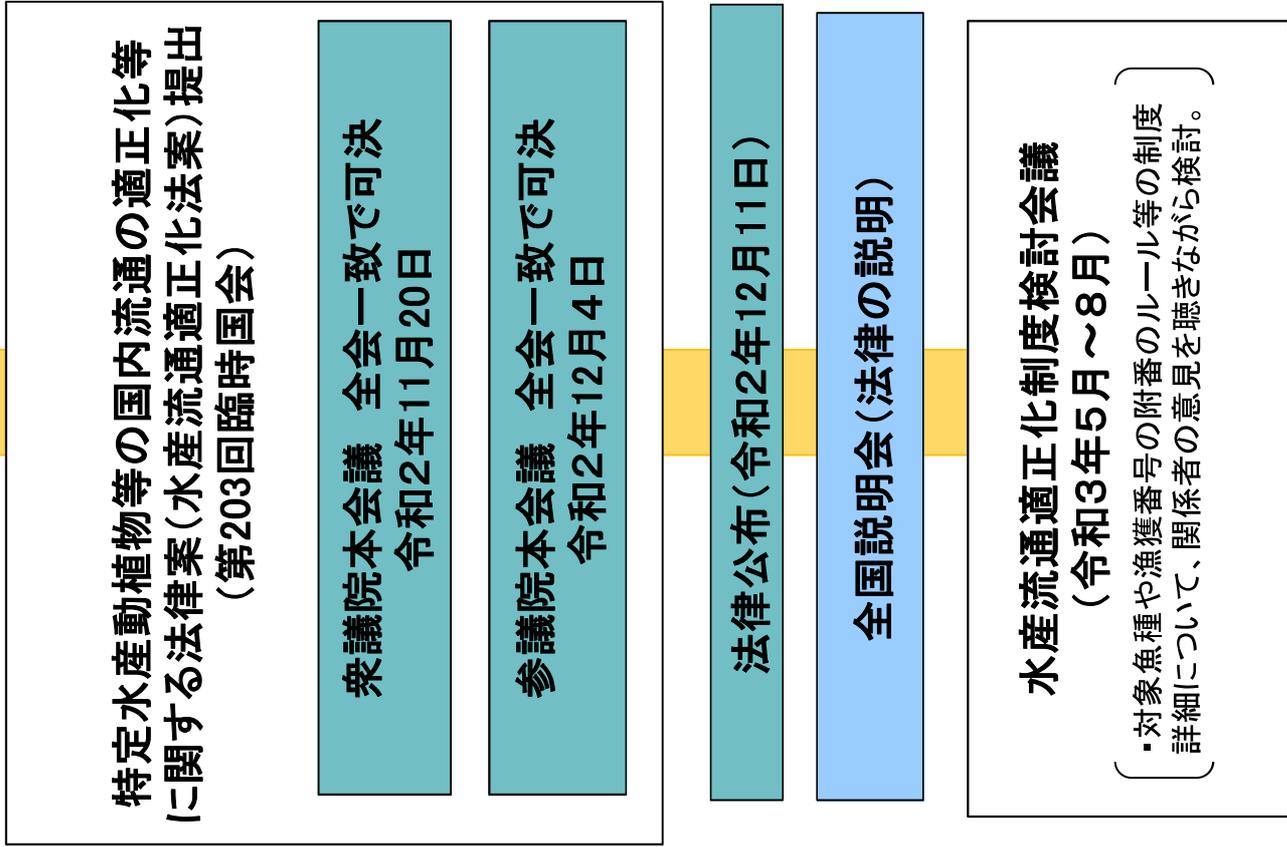
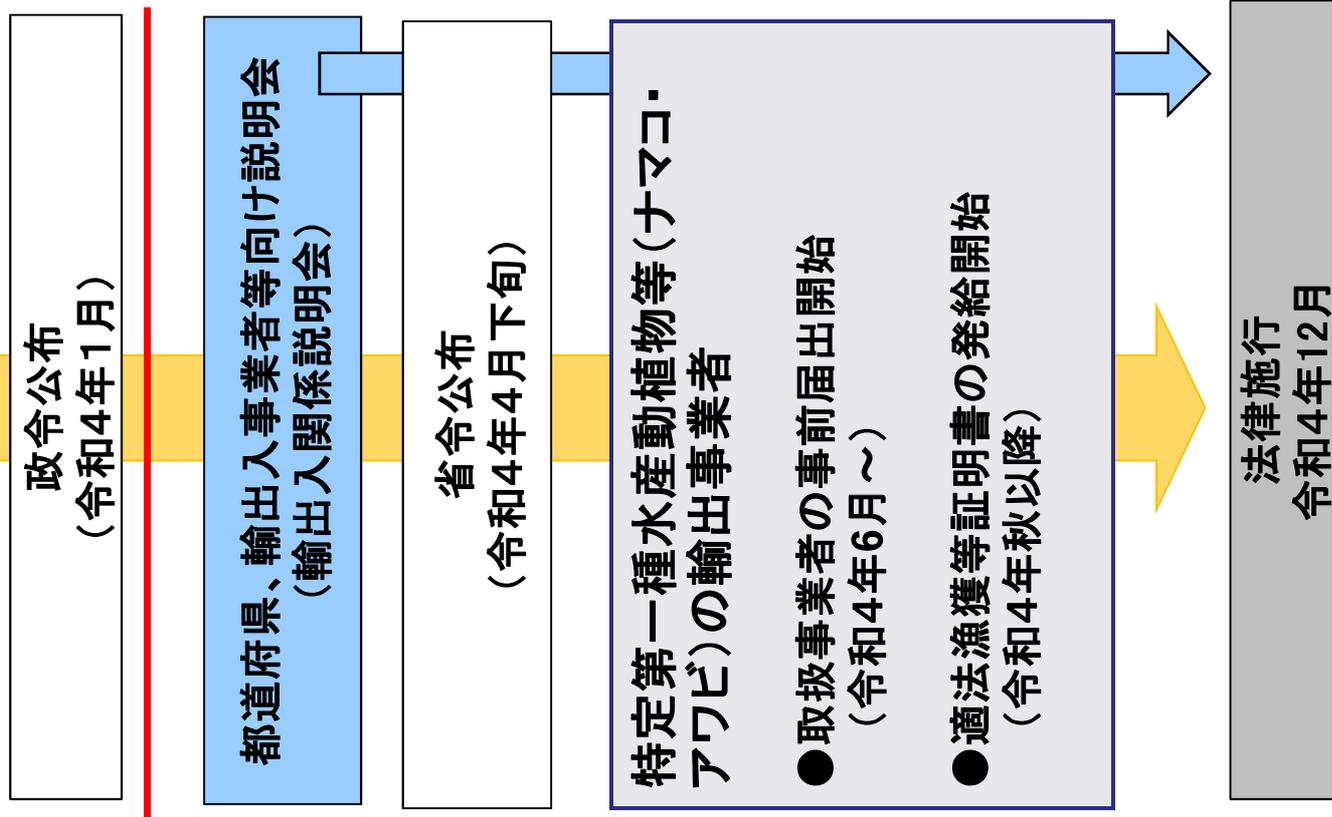
#### 記

##### 1 同意する事項

改良しき網漁業の承認に係る条件のうち共同漁業権漁場（松共23号）内での操業について、しき網漁業の許可どおり、所属する漁業協同組合が保有する共同漁業権漁場での操業については、事前に漁業権者と協議し、同意が得られた場合は操業を認めること。

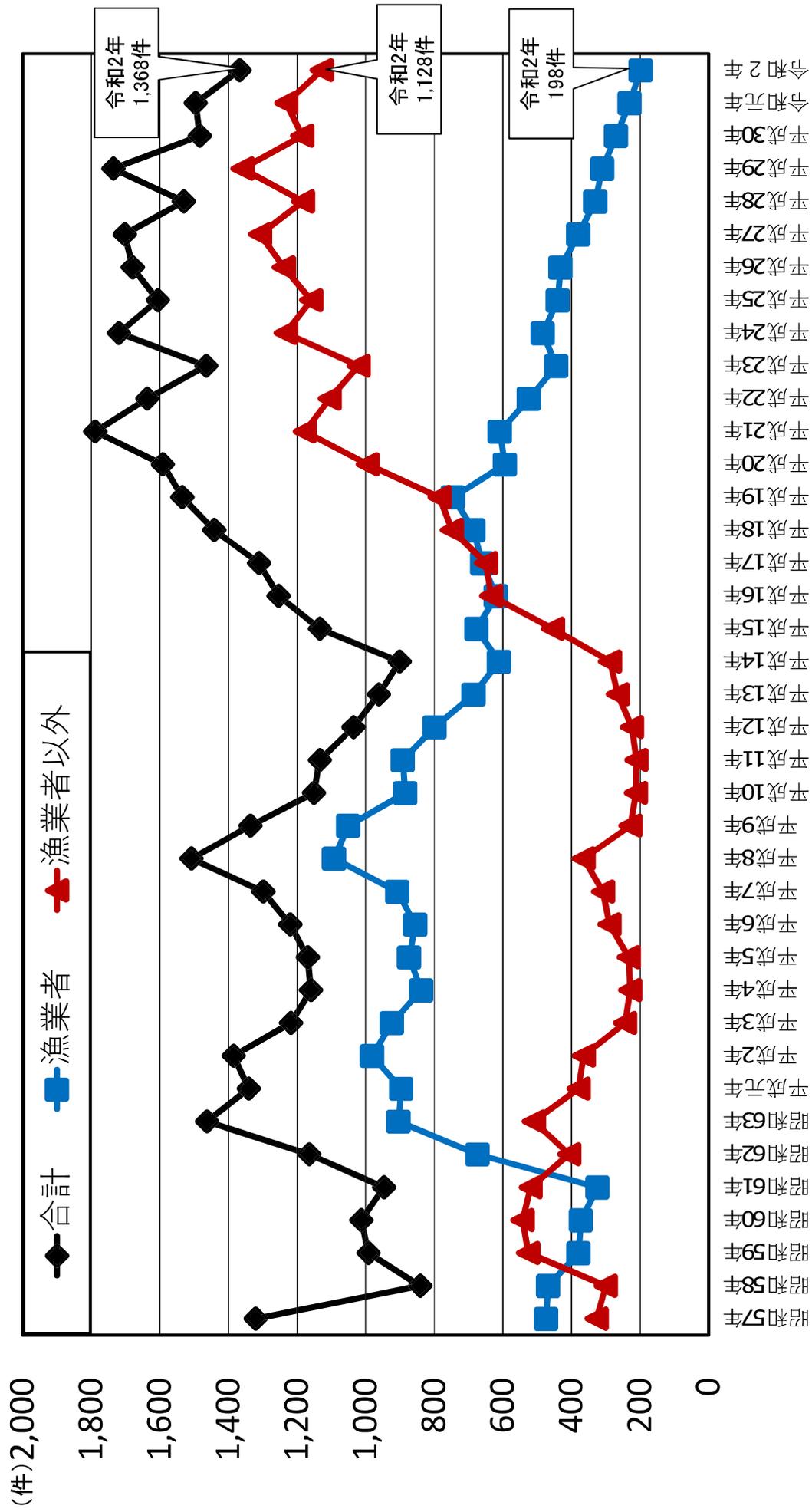
# 水産流通適正化制度の検討・施行スケジュール(輸出入関係)

現時点



## 漁業関係法令に関する検挙件数の推移

○ 漁業者による密漁が減少したが非漁業者による密漁が増加しているため、密漁件数全体では増加傾向。

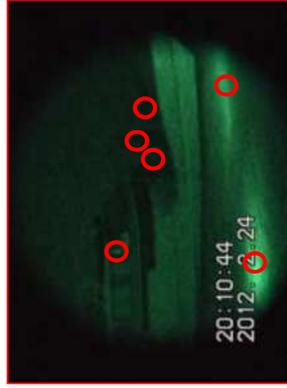


資料：都道府県調べ（平成30年1月～12月において、都道府県、海上保安庁、警察による検挙の件数である。）

# 非漁業者の検挙件数及びなまこ・あわびの漁獲量の推移

- 近年、複数人による潜水器を用いた夜間操業や探照灯の照射など、違法漁獲が悪質・巧妙化。
- 非漁業者の検挙件数が近年増加する一方で、なまこ・あわびの漁獲量が大幅に減少。

## ○ 悪質・巧妙化する密漁

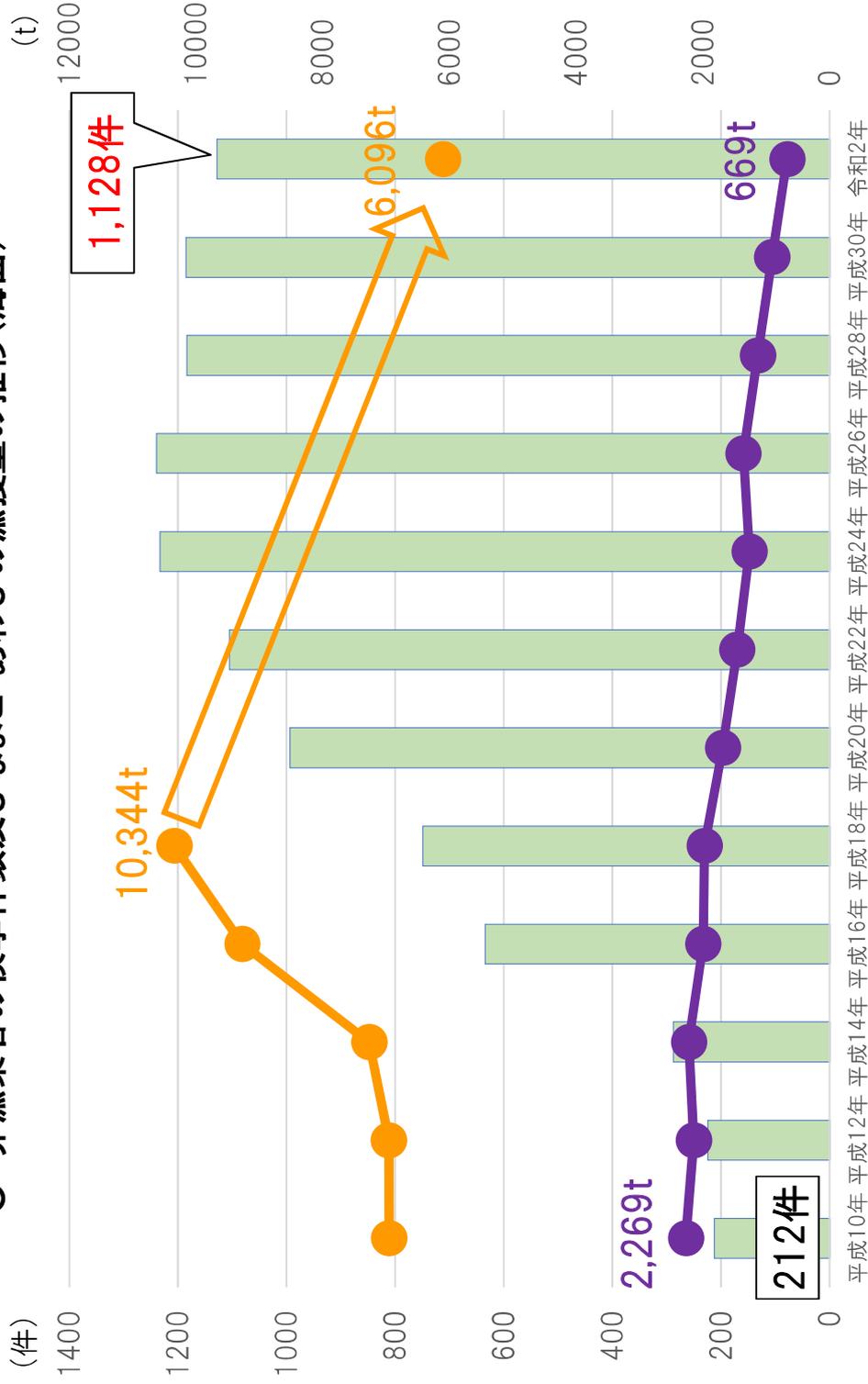


無灯で密漁(○は密漁者)  
写真:山口県



探照灯の照射で取締船の  
取締活動を妨害  
写真:山口県

## ○ 非漁業者の検挙件数及びなまこ・あわびの漁獲量の推移(海面)



■ 非漁業者の検挙件数    ● なまこ    ● あわび

※ ナマコについては、平成19年から平成30年までは統計外であり、令和元年から対象に戻った。

## 改正漁業法での罰則の強化

- 平成30年の漁業法改正（令和2年12月1日施行）において、大幅に罰則を強化。
- 特定水産動植物の採捕禁止違反の罪、密漁品流通の罪（罰則は3年以下の懲役又は3,000万円以下の罰金）を新設。
- 無許可操業等の罪、漁業権侵害の罪などの罰則を引上げ、全体として罰則を強化。

### 特定水産動植物の採捕禁止違反の罪を新設

【罰 則】 3年以下の懲役 又は 3,000万円以下の罰金

【対象行為】 許可、漁業権等に基づかずに**特定水産動植物**を採捕

**アワビ、ナマコ、シラスウナギ**  
を特定水産動植物に指定

### 密漁品流通の罪を新設

【罰 則】 3年以下の懲役 又は 3,000万円以下の罰金

【対象行為】 密漁した特定水産動植物又はその製品を、情を知って運搬、保管、取得、処分の媒介・あっせん

### 無許可操業等の罪について罰則を引上げ

許可を受けずに許可対象となる漁業（例：潜水器漁業、底びき網漁業等）を営んだ者に対して適用されます。

【改正前】 3年以下の懲役 又は 200万円以下の罰金

【改正後】 3年以下の懲役 又は 300万円以下の罰金

### 漁業権侵害の罪について罰則を引上げ

漁業権の対象となる水産動植物（例：サザエ、イセエビ等）を権限なく採捕した者に対して適用されます。

【改正前】 20万円以下の罰金

【改正後】 100万円以下の罰金

# 国際社会でのIUU漁業撲滅に向けた流れ

(※ IUU: Illegal fishing (違法漁業)、Unreported fishing (無報告漁業)、Unregulated fishing (無規制漁業))

- FAO(国連食糧農業機関)は、2001年にIUU漁業対策の考え方を取りまとめた「国際行動計画」を発表。
- 我が国は、「国際行動計画」上の取組について、全て実施済み。
- FAOは、2017年に「漁獲証明制度のための自主的ガイドライン」を策定。

また、昨今の国際的な動向として、  
下記のようなIUU漁業撲滅に向けた目標設定が行われている。

SDGs (持続可能な開発目標) (2015年9月)

14.4 水産資源を、実現可能な最短期間で少なくとも各資源の生物学的特性によって定められる最大持続生産量のレベルまで回復させるため、2020年までに、漁獲を効果的に規制し、過剰漁業や違法・無報告・無規制 (IUU) 漁業及び破壊的な漁業慣行を終了し、科学的な管理計画を実施する。

G20 大阪首脳宣言 (2019年6月28日・29日)

環境

40. 違法・無報告・無規制(IUU)漁業は、世界の多くの地域において、引き続き海洋の持続可能性にとって深刻な脅威となっているため、我々は、海洋資源の持続的な利用を確保し、生物多様性を含め、海洋環境を保全するために、IUU漁業に対処する重要性を認識しIUU漁業を終わらせるとして我々のコミットメントを再確認する。

G7 気候・環境大臣会合コミュニケ (2021年5月20日・21日)

65. IUU漁業が依然として健全な海洋に対する最も深刻な脅威の一つであり、魚類資源の枯渇、競争の歪曲、海洋生態環境の破壊を引き起こし、より良い海洋ガバナンスと効果的かつ持続的な漁業管理を推進する国際的な努力を脅かしていることを認識する。我々は、途上国への支援などを通じ、IUU漁業を抑止するための国際的な協同行動の重要性を認識する。

66. トレーサビリティを向上させるための漁獲証明制度(CDS)などの強力な措置を効果的に実施・施行することにより、IUU 漁業を終わらせることにコミットする。

### 国内流通に係る課題

- 水産物については、一度流通すると、適法に漁獲されたものと違法に漁獲されたものとの判別が困難。
- 流通過程での違法漁獲物の混入を放置すれば、更なる違法漁業が助長されるところにも、水産資源の持続的利用に悪影響を及ぼし、適正な漁業者等の経営が圧迫される。

### 輸入に係る課題

- 国際社会においてIUU漁業撲滅の実行が求められており、世界有数の水産物輸入大国である我が国においても、既に対策を講じているEUや米国同様、適正な輸入を担保する措置を講じる必要がある。



### 国内流通の混入防止

- 適法な漁獲物であることを識別できるようにすることが必要。
- 万が一違法漁獲物が流通していることが確認された場合には、流通を追跡できるようにすることが必要。
- **輸出が違法漁獲物流通の抜け道とならぬよう、違法漁獲物の国外流出を防ぐ措置を講じることが必要。**

### IUU漁獲物の流入防止

- **IUU漁業対策に寄与するため、IUU漁業に起因する漁獲物の国内流入を防ぐ措置を講じることが必要。**

## 水産流通適正化制度の目的、期待される効果

### 【目的】

漁獲段階での規制のみでは十分でなく、加工、流通段階で違法な漁業に由来する水産物を排除する仕組みの構築が必要であることから、国内において違法に採捕された水産動植物（違法漁獲物）の流通の適正化を図ることに加え、海外において違法に採捕された水産動植物の輸入の適正化を図り、もって違法な漁業の抑止及び水産資源の持続的利用に寄与し、漁業、加工流通業及びその関連産業の健全な発展に資すること。

### 【効果】

- 違法漁獲物を国内流通から排除することができ、改正漁業法の罰則強化と相まり、密漁等の非漁業者による法令違反件数が減少し、持続的な水産資源の利用が可能。
- 違法漁獲物の国内市場への流入を防ぎ、信頼できる水産物のみが取り扱われ、流通することとなるため、流通事業者、加工事業者等の取り扱う水産物の信頼性の向上、取引の円滑化に寄与。
- 海外からの違法漁獲物の流入を防止することにより、違法漁獲物の国内市場流通への悪影響が排除され、適正な国内市場環境の実現。



# 特定第一種水産動植物等取扱事業者に係る義務について

対象者	採捕事業者の届出 (令和4年6月1日から開始予定)	義務
漁業者又は漁協		<p>【譲渡す時】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①漁獲番号の伝達</li> <li>②取引記録の作成・保存</li> </ul>
産地市場一次買受人 卸売事業者 仲卸売事業者 水産加工事業者		<p>【譲受ける（引受ける）時】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○取引記録の作成・保存</li> </ul> <p>【譲渡す（引渡す）時】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①漁獲番号又は荷口番号の伝達</li> <li>②取引記録の作成・保存</li> </ul>
輸出事業者	取扱事業者の届出 (令和4年6月1日から開始予定)	<p>【譲受ける（引受ける）時】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○取引記録の作成・保存</li> </ul> <p>【輸出する時】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○適法漁獲等証明書の申請・添付</li> </ul>
輸入事業者 養殖事業者		<p>【譲受ける（引受ける）時】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○取引記録の作成・保存</li> </ul> <p>【譲渡す（引渡す）時】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①輸入又は養殖水産物であることの伝達</li> <li>②取引記録の作成・保存</li> </ul>
小売事業者 飲食店 宿泊事業者 等	取扱事業者の届出 (令和4年6月1日から開始予定) <u>※専ら消費者に対し特定第一種水産動植物等を販売する者は、届出不要</u>	<p>【譲受ける（引受ける）時】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○取引記録の作成・保存</li> </ul> <p>【譲渡す（引渡す）時】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①漁獲番号又は荷口番号の伝達</li> <li>②取引記録の作成・保存</li> </ul> <p>※消費者に対し特定第一種水産動植物等を販売する場合は、当該義務は課されない</p>

特定第一種水産動植物等取扱事業者

## 【参考】届出は農林水産省共通申請サービス(eMAFF)で実施

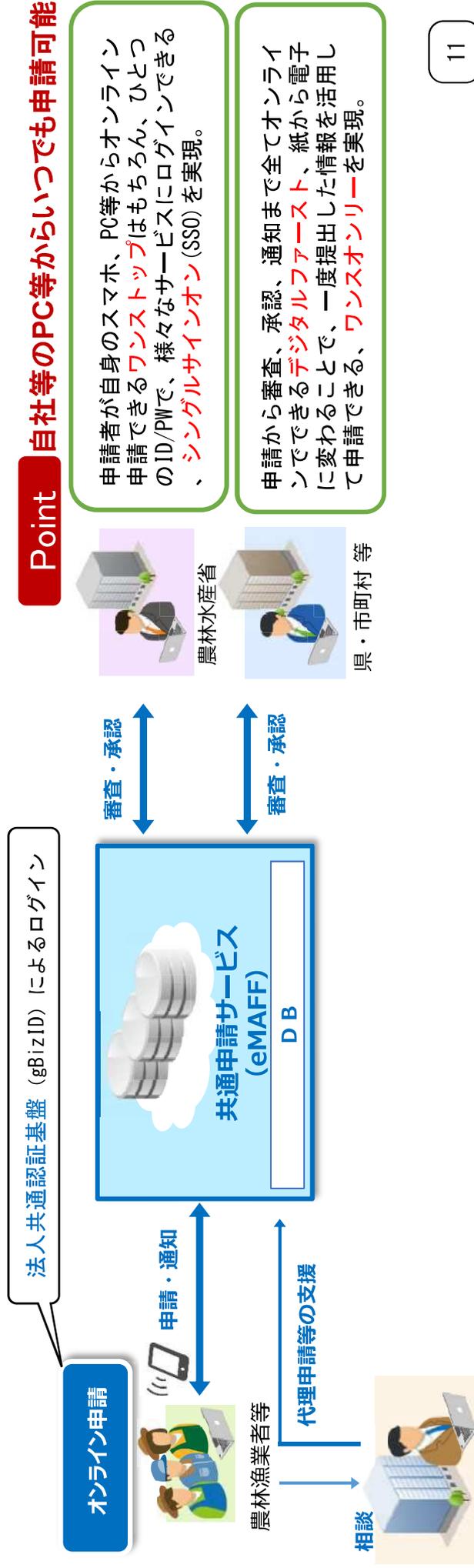
水産流通適正化制度では、採捕事業者及び取扱事業者の届出が義務付けられますが、原則、農林水産省共通申請サービス(eMAFF※)での届出を行って下さい。

※eMAFFとは

農林水産省の所管する法令に基づく申請や補助金・交付金の申請をオンラインで行うことができる農林水産省共通申請サービス。

### 農林水産省共通申請サービス (eMAFF) の仕組み

- 農林水産省所管の法令に基づく申請や補助金・交付金の申請(地方自治体の事務も含む)3000超を対象。
- 国に対する申請だけでなく、**地方公共団体で完結する申請も含めた共同基盤**として開発。
- 端末操作に不慣れな高齢農業者等に配慮し、支援機関による代理申請の機能も装備。



## 罰則について

特定の水産動植物等の国内流通の適正化及び輸出入の適正化を図るため、下記の罰則を措置。

条項	違反内容	懲役刑	罰金刑
<b>【特定第二種水産動植物の輸入規制に係る罰則】</b>			
第15条	特定第二種水産動植物等について、適法に採捕されたことを証する外国の政府機関発行の証明書等の添付をせず、輸入した場合	1年以下	100万円以下
<b>【特定第一種水産動植物の国内流通規制に係る罰則】</b>			
第16条第1項第1号	特定第一種水産動植物の採捕の事業を行う者が、届出をしないで特定第一種水産動植物等の譲渡を行い、又は虚偽の届出をした場合	—	50万円以下
第16条第1項第2号	情報伝達及び取引記録の作成・保存の規定を遵守していないと認められ、必要な措置を講ずべき旨の勧告を受けた届出採捕者又は特定第一種水産動植物等取扱事業者が、正当な理由なくその勧告に係る措置をとらなかった場合に、その勧告に係る措置をとるべきことの命令に違反した場合	—	50万円以下
第16条第1項第3号	特定第一種水産動植物等取扱事業者の届出をせず、又は虚偽の届出をした場合	—	50万円以下
第16条第1項第4号	特定第一種水産動植物等取扱事業者が、適法漁獲等証明書を添付せずに輸出した場合	—	50万円以下
第16条第1項第5号	特定第一種水産動植物等取扱事業者等若しくは特定第二種水産動植物等の輸入の事業を行う者等に対する立入検査等において、必要な報告若しくは物件の提出をせず、若しくは虚偽の報告、物件を提出し、又は立入検査の拒否、妨害、忌避し、若しくは質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした場合	—	50万円以下
第17条	届出採捕者又は特定第一種水産動植物等取扱事業者が変更の届出をせず、又は虚偽の変更届出をした場合	—	30万円以下
第18条	法人の代表者等が法人の業務に関して、第15条から第17条に掲げる違反行為をした場合、当該違反行為を行った者を罰するほか、その所属する法人に対しても罰金刑を科す		